

答申保第8号  
平成21年3月17日  
(諮問保第12号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求につき不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年3月19日付けで、「平成19年11月22日付け介保第268号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月15日付け介保第14号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年4月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は不当理由であり、90日を経過しているとする訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 介護保険課及び鹿児島県は保有個人情報訂正に関しての期限の提示を一切通知していない。経過する期限付きであれば、県の設置・配布されているパンフレット及び介護保険課においてその期限を示すべきであるが、一切通知・公表していない。

イ 期限90日を経過している為とその理由を示しているが、県自らの訂正しない理由の文面の示す90日の起算日は、「保有個人情報の開示を受けた日から」であり、開示請求(1)①②、(2)、(3)、(6)、(7)については未だ開示を受けていない。よって、90日の経過をもって訂正しない理由には当たらない。

ウ 90日という期限付きを知らなかった異議申立人には何ら過失もなく、県民及び異議

申立人に通知・公表しない県の故意・有過失責任である。

エ 県は条例第2章第1節2及び3に違反し、かつ、条例第5条（正確性の確保）、第6条（安全確保の措置）、第7条（従事者の義務）及び第8条（利用及び提供の制限）に故意に逸脱し、90日の経過のみを正当化して主張できない。

オ 開示請求(1)①、②について

(ア) 平成18年12月5日付公文書による個人情報の訂正をなすことを強く主張する。全くの事実でない。私文書偽造である。利用目的他の条例違反をしている県が「90日」の主張がまかり通るはずがない。

(イ) 県は利用目的を勝手に権力で変更して、その変更をさせない方法を第13条第7号アに保身したものである。

(ウ) このままの不開示理由がまかり通れば、開示請求(1)の①、②を県民の第三者の個人が本件開示請求者の個人情報を開示したとすれば、明らかに、本件開示請求者、本件訂正請求者の「監査」において、「訪問の拒否」をしていたことは、不開示としても、客観的に本件開示請求者、本件訂正請求者に「故意・過失・悪意」があったことを伺わせる不開示理由となっている。

カ 開示請求(2)について

介護保険課の大義名分（利用目的）「介護保険施設等に対する指導、監査事務に関し、相談者の苦情、相談内容等を記録し、相談者への対応に当たる必要がある」により、取得・作成していないはずがない。とすると公務員による本件開示請求者の苦情・相談の記録がどこかに故意に紛失したか、故意に滅失したことによる。監査の利用目的を勝手に変更しているものであり、「90日」という主張のみができるはずがない。

キ 開示請求(3)について

「開示されていなくても」具体的事実により、故意に誤認された個人情報が存在しているものであり、条例違反であり、法律、憲法に基づいて、個人情報を訂正しなければならない。

ク 開示請求(4)について

利用目的「介護保険施設等に対する指導、監査事務に関し、相談者の苦情、相談内容等を記録し、相談者への対応に当たる必要がある」に逸脱し、条例の90日は適用できない。

ケ 開示請求(5)について

開示請求は(3)と同様の開示であるが、(3)は文書不存在、(5)は全部開示である。この全部開示を(3)の利用目的の勝手な変更、消失を証明している。条例違反である。よって(5)もその「県の考え」の回答に本件訂正請求書の個人情報の訂正が発見できる。

コ 開示請求(6)、(7)について

本件訂正請求(6)、(7)は組織的に用いるから、利用目的「介護保険施設等に対する指導、監査事務に関し、相談者の苦情、相談内容等を記録し、相談者への対応に当たる必要がある」が存在しているものと解さなければ「相談者の苦情、相談をメモし、記録する」とする公文書が開示請求に於いて「全く存在しない」こととなる。となれば証拠隠滅のために消去、滅失させたと考えるのが一般的である。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

#### (1) 訂正請求の対象となる保有個人情報の特定について

条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。このため、当該訂正請求の対象となる保有個人情報は、全部開示となっている開示請求(4)及び(5)と特定した。

#### (2) 不訂正とした理由

条例第26条第3項において、「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない」と規定されている。

異議申立人からの当該訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過しているため、不訂正の決定を行ったものである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 5月28日	諮問を受けた。
6月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月26日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月23日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年 1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。
3月17日	諮問の審議を行った。

#### (2) 審査会の判断

##### ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成19年11月22日付けで一部開示決定により開示した異議申立人に係る保有個人情報についてされたものである。

これに対して実施機関は、異議申立人からの訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過しているため、不訂正決定を行ったと説明している。

##### イ 条例第26条第3項について

条例第26条第3項では、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないと定めている。これは、開示決定という行政処分の効果の早期安定のため、取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第1項）である3箇月（条例制定当時）を参考に定められたものであり、開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととしたものである。

本件訂正請求は、異議申立人が保有個人情報の開示を受けた日（平成19年12月4

日)から90日以上経過した日(平成20年3月21日)になされており、条例で定めた請求期限を超過していることは明らかであることから、訂正を請求できる場合には該当しない。

ウ 異議申立人の主張について

(ア) 請求期限の教示義務について

異議申立人は、「90日という期限付きを知らなかった異議申立人には何ら過失もなく、県民及び異議申立人に通知・公表しない県の故意・有過失責任である。」と主張するが、条例には、開示決定等を行うに当たって条例第26条第3項に関する教示をすべき定めはない。

(イ) 不開示部分への訂正請求について

異議申立人は、「期限90日を経過している為とその理由を示しているが、県自らの訂正しない理由の文面の示す90日の起算日は、「保有個人情報の開示を受けた日から」であり、開示請求(1)①②, (2), (3), (6), (7)については未だ開示を受けていない。よって、90日の経過をもって訂正しない理由には当たらない」と主張している。

これに対し、実施機関は、処分理由説明書において「条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。このため、当該訂正請求の対象となる保有個人情報は、全部開示となっている開示請求(4)及び(5)と特定した」と説明している。

そこで、保有個人情報不訂正決定通知書の「訂正しない理由」欄の記載を確認してみると、「開示を受けた日から90日を経過しているため」との記載しかなく、条例第26条第1項に関する説明はなされていない。

しかしながら、実施機関が処分理由説明書で説明するとおり、訂正請求の対象となる保有個人情報は、条例又は他の法令等により開示された保有個人情報に限られるものであり、異議申立人が主張する開示請求(1)①②, (2), (3), (6), (7)については開示を受けたものではないことから、そもそも訂正請求の対象とならないことは明らかであり、本件処分は結果として妥当である。

なお、異議申立人は「開示されていなくても」具体的事実により、故意に誤認された個人情報が存在しているのであり、条例違反であり、法律、憲法に基づいて、個人情報を訂正しなければならない」とも主張しているが、上記のとおり、開示を受けていない保有個人情報に係る訂正は本制度とは別の問題である。

(ウ) その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。